

ト・アルバイトも18.4%を占めている。

事業所の規模は、10～49人が31.8%と最も多く、次いで10人未満が19.7%、100人～299人が11.8%となっている。

また、労働組合のない事業所の労働者が72.7%である。

なお、あっせんの実施事例は、別添1のとおりである。

【紛争調整委員会とは】

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。この紛争調整委員会の委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施するものである。